

第二百二十九号議案

東京都福祉局関係手数料条例

右の議案を提出する。

令和五年六月六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都福祉局関係手数料条例

(通則)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）第二百二十七条の規定により東京都が徴収する手数料のうち、福祉局が所管する事務に関する手数料は、別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところにより徴収する。

(手数料を徴収する事務等)

第二条 手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、額及び徴収時期は、別表に定めるところによる。

(指定試験機関が行う保育士試験に係る手数料)

第三条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の九第一項の規定により、同項の指定試験機関（以下この条において「指定試験機関」という。）が行う保育士試験を受けようとする者は、別表三の項イに規定する保育士試験手数料（以下この条において「試験手数料」という。）を当該指定試験機関に納めなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた試験手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

3 前二項の試験手数料については、第五条から第八条までの規定は、適用しない。

(登録試験問題作成機関等が行う介護保険法に係る手数料)

第四条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下この条において「法」という。）第六十九条の十一第一項の規定によ

り、同項の登録試験問題作成機関（以下この条において「登録試験問題作成機関」という。）が作成する試験の問題及び設定する合格の基準を使用して行う法第六十九条の二第一項の介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者は、別表二の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料を当該登録試験問題作成機関に納めなければならぬ。

2 法第六十九条の二十七第一項の規定により、同項の指定試験実施機関（以下この条において「指定試験実施機関」という。）が行う介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者は、別表二の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験手数料を当該指定試験実施機関に納めなければならない。

3 法第六十九条の三十三第一項の規定により、同項の指定研修実施機関（以下この条において「指定研修実施機関」という。）が行う法第六十九条の二第一項の介護支援専門員実務研修を受講しようとする者は、別表二の項に規定する介護支援専門員実務研修受講料を当該指定研修実施機関に納めなければならない。

4 指定研修実施機関が行う法第六十九条の八第二項に規定する更新研修（以下「介護支援専門員更新研修」という。）を受講しようとする者は、別表二の項に規定する介護支援専門員更新研修受講料を当該指定研修実施機関に納めなければならない。

5 前各項の規定により登録試験問題作成機関、指定試験実施機関又は指定研修実施機関に納められた手数料は、当該登録試験問題作成機関、指定試験実施機関又は指定研修実施機関の収入とする。

6 前各項の手数料については、次条から第八条までの規定は、適用しない。
（手数料の減免）

第五条 第二条に規定する手数料は、国若しくは自治法第一条の三に規定する地方公共団体又は生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の規定により保護を受ける者から申請があるとき、その他知事において特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

（手数料の不還付）

第六条 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
 (徴収の猶予)

第七条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料の徴収を猶予することができる。
 (過料)

第八条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

1 この条例は、令和五年七月一日から施行する。

2 この条例の規定は、別表に掲げる事務に係る申請等の手続で、この条例の施行の日以後に同表の徴収時期に達するものについて適用する。

別表(第二条関係)

事務	名称	額	徴収時期
一 母体保護法施行令(昭和二十四年政令第十六号)に基づく事務			
イ 母体保護法施行令第一条第一項の規定に基づく受胎調節実地指導員の指定証の交付	受胎調節実地指導員指定証交付手数料	四千元	指定申請のとき。
ロ 母体保護法施行令第一条第二項の規定に基づく受胎調節実地指導員の標識の交付	受胎調節実地指導員標識交付手数料	三千百円	交付申請のとき。
ハ 母体保護法施行令第三条の規定に基づく受胎調節実地指導員指定証の訂正	受胎調節実地指導員指定証訂正手数料	二千四百円	訂正申請のとき。
ニ 母体保護法施行令第五条の規定に基づく受胎調節実地指導員	受胎調節実地指導員指	二千八百円	再交付申請

<p>指定証の再交付</p> <p>ホ 母体保護法施行令第五条の規定に基づく受胎調節実地指導員標識の再交付</p>	<p>定証再交付手数料</p> <p>受胎調節実地指導員標識再交付手数料</p>	<p>二千五百円</p>	<p>のとき。</p> <p>再交付申請のとき。</p>
<p>二 介護保険法、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下この項において「令」という。）及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下この項において「規則」という。）等に基づく事務</p> <p>イ 介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設許可の申請に対する審査</p> <p>ロ 介護保険法第九十四条第二項の規定に基づく介護老人保健施設の変更許可の申請に対する審査（構造設備の変更を伴う場合に限る。）</p> <p>ハ 介護保険法第七十七条第一項の規定に基づく介護医療院の開設許可の申請に対する審査</p> <p>ニ 介護保険法第七十七条第二項の規定に基づく介護医療院の変更許可の申請に対する審査（構造設備の変更を伴う場合に限る。）</p> <p>ホ 介護保険法第六十九条の二第一項及び規則第一百三十三条の七の規定に基づく介護支援専門員の登録の申請に対する審査</p> <p>ヘ 介護保険法第六十九条の三及び規則第一百三十三条の十の規定に</p>	<p>介護老人保健施設開設許可申請手数料</p> <p>介護老人保健施設変更許可申請手数料</p> <p>介護医療院開設許可申請手数料</p> <p>介護医療院変更許可申請手数料</p> <p>介護支援専門員登録申請手数料</p> <p>介護支援専門員登録移</p>	<p>六万三千元</p> <p>六万三千元</p> <p>三万三千元</p> <p>三万三千元</p> <p>千五百円</p> <p>千三百円</p>	<p>許可申請のとき。</p> <p>許可申請のとき。</p> <p>変更許可申請のとき。</p> <p>変更許可申請のとき。</p> <p>登録申請のとき。</p> <p>移転申請の</p>

基づく介護支援専門員の登録の移転の申請に対する審査	転申請手数料		とき。
ト 介護保険法第六十九条の七第一項及び規則第百十三条の二十 第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	介護支援専門員証交付 手数料	千円	交付申請の とき。
チ 介護保険法第六十九条の七第五項及び規則第百十三条の二十 第三項の規定に基づく登録の移転に係る介護支援専門員証の交 付	介護支援専門員証登録 移転交付手数料	千円	交付申請の とき。
リ 介護保険法第六十九条の八第一項及び規則第百十三条の二十 六第一項の規定に基づく介護支援専門員証の有効期間の更新	介護支援専門員証有効 期間更新手数料	千円	更新申請の とき。
ヌ 規則第百十三条の二十三第一項の規定に基づく介護支援専門 員証の書換え交付	介護支援専門員証書換 交付手数料	千二百円	書換え申請 のとき。
ル 規則第百十三条の二十五第一項の規定に基づく介護支援専門 員証の再交付	介護支援専門員証再交 付手数料	千円	再交付申請 のとき。
ヲ 介護保険法第六十九条の十一第一項の規定に基づく介護支援 専門員実務研修受講試験の問題の作成及び合格の基準の設定	介護支援専門員実務研 修受講試験問題作成事 務手数料	千四百円	受験申込み のとき。
ワ 介護保険法第六十九条の二十七第一項の規定に基づく介護支 援専門員実務研修受講試験の実施（問題の作成及び合格の基準 の設定に係るものを除く。）	介護支援専門員実務研 修受講試験手数料	一万一千円	受験申込み のとき。
カ 介護保険法第六十九条の三十三第一項の規定に基づく介護支 援専門員実務研修の実施	介護支援専門員実務研 修受講料	五万二千八百 円	受講申込み のとき。

ヨ 介護保険法第六十九条の三十三第一項の規定に基づく介護支援専門員更新研修の実施

<p>介護支援専門員更新研修受講料</p>	<p>二万八千五百円</p>	<p>受講申込みのとき。</p>
<p>1 介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員の実務の従事経験を有しない者に対する研修</p>	<p>二万八千五百円</p>	<p>受講申込みのとき。</p>
<p>2 介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員の実務の従事経験を有する者に対する研修（初回の更新に限る。4に掲げる区分に係るものを除く。）</p>	<p>五万八千三百円</p>	<p>受講申込みのとき。</p>
<p>3 介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員の実務の従事経験を有する者に対する研修（二回目以降の更新に限</p>	<p>二万三千八百円</p>	<p>受講申込みのとき。</p>

<p>タ 介護保険法第六十九条の七第二項の規定に基づく研修の実施</p> <p>レ 令第三十七条の十五第一項の規定に基づく主任介護支援専門員研修の実施</p> <p>ソ 令第三十七条の十五第一項の規定に基づく主任介護支援専門員更新研修の実施</p> <p>ツ 介護保険法第百十五条の三十五第三項の規定に基づく介護サービス情報の調査</p>	<p>る。4に掲げる区分に係るものを除く。）</p> <p>4 介護保険法第六十九条の八第二項ただし書に規定する研修の課程を修了した者に対する研修のうち、知事が別に定める研修を受けた者に対するもの</p>	<p>二万三千八百円</p>	<p>受講申込みのとき。</p>
<p>介護支援専門員再研修受講料</p> <p>主任介護支援専門員研修受講料</p> <p>主任介護支援専門員更新研修受講料</p> <p>介護サービス情報調査手数料</p>	<p>二万八千五百円</p> <p>五万二千六百円</p> <p>三万八千円</p>	<p>受講申込みのとき。</p> <p>受講申込みのとき。</p> <p>調査申請のとき。</p>	
<p>1 規則第四百十条の</p>	<p>一万八千三百</p>	<p></p>	

四十三に規定する介護サービス（以下「対象サービス」という。）のうち、次に掲げるものに係るもの

一 訪問介護及び夜間対応型訪問介護の全部又は一部

二 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の両方又はいずれか

三 訪問看護、地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四

円

号)第三十八条に規定する指定療養通所介護に該当するもののみを行うもの。(以下「指定療養通所介護」という。)及び介護予防訪問看護の全部又は一部

四 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの両方又はいずれか

2 対象サービスのうち、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の全部

一万五千百円

又は一部に係るもの

3 対象サービスのうち、次に掲げるものに係るもの

二万円

に係るもの

一 通所介護、地域

密着型通所介護

(指定療養通所介護

にあつては、この号における他の

サービスの全部又は一部と合わせて

調査を受けるものに限る。)、認知

症対応型通所介護及び介護予防認知

症対応型通所介護の全部又は一部

二 通所リハビリテーション、指定

療養通所介護(この号における他の

サービスの全部又は一部と合わせて調査を受けるものに限る。)及び介護予防通所リハビリテーションの全部又は一部

三 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護(いずれも老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム(高齢者の居住の安定確保

に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（第五号において「サービス付き高齢者向け住宅」という。）であるものを除く。）において提供されるものに限る。以下この号において「特定施設入居者生活介護等」という。）の全部又は一部並びに短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（いずれも特定施

設入居者生活介護等の全部又は一部と合わせて調査を受けるものに限る。）の全部又は一部

四 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護（いずれも老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームにおいて提供されるものに限る。以下この号において「特定施設入居者生活介護

等」という。)の全部又は一部並びに短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護(いずれも特定施設入居者生活介護等の全部又は一部と合わせて調査を受けるものに限る。)の全部又は一部

五 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護(いずれもサービス付き高齢者向け住宅において提供され

るものに限る。以下この号において「特定施設入居者生活介護等」という。）の全部又は一部並びに短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（いずれも特定施設入居者生活介護等の全部又は一部と合わせて調査を受けるものに限る。）の全部又は一部

六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービス並びに短期入所

生活介護及び介護
予防短期入所生活
介護（いずれも第
三号に規定する有
料老人ホーム、第
四号に規定する軽
費老人ホーム又は
第五号に規定する
サービス付き高齢
者向け住宅におい
て提供されるもの
を除く。）の全部
又は一部

七 介護保健施設
サービス並びに短
期入所療養介護及
び介護予防短期入
所療養介護（いず
れも介護老人保健
施設において提供

されるものに限る。）の全部又は一部

八 介護医療院サービス並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（いずれも介護医療院において提供されるものに限る。）の全部又は一部

九 介護療養施設サービス並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（いずれも介護療養型医療施設において提供されるものに限る。）の全部又は

<p>一部 4 対象サービスのうち、居宅介護支援に係るもの</p>	<p>一万四千五百円</p>
<p>5 対象サービスのうち、次に掲げるものに係るもの 一 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の両方又はいずれか</p>	<p>一万四千二百円</p>
<p>二 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の両方又はいずれか 6 対象サービスのうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p>	<p>二万二千六百円</p>

<p>三 児童福祉法、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）に基づく事務</p> <p>イ 児童福祉法第十八条の八第二項の規定に基づく保育士試験の</p>	<p>ネ 介護保険法第七十八条の四第三項及び第百十五条の十四第三項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第四十三条第二項、第四十七条第二項、第六十三条第十一項、第六十四条第三項、第六十五条、第九十一条第三項、第九十二条、第七十一条第十二項、第七十二条第三項及び第七十三条並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）第六条第二項、第十条第二項、第四十四条第十一項、第四十五条第三項、第四十六条、第七十一条第三項及び第七十二条の規定に基づく研修の実施</p>
<p>保育士試験手数料</p>	<p>に係るもの</p> <p>7 対象サービスのうち、複合型サービスに係るもの</p> <p>1 認知症対応型サービス事業管理者研修受講料</p> <p>2 認知症対応型サービス事業開設者研修受講料</p> <p>3 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修受講料</p>
<p>一万二千七百</p>	<p>二万一千八百円</p> <p>二千六百円</p> <p>四千四百円</p> <p>四千九百円</p>
<p>受験申込み</p>	<p>受講申込みのとき。</p>

実施	ロ 児童福祉法第十八条の十八第三項の規定に基づく保育士の登録の申請に対する審査	保育士登録手数料	四千二百円	のとき。 登録申請のとき。
	ハ 児童福祉法施行令第十七条第一項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付	保育士登録証書換交付手数料	千六百元	書換え申請のとき。
	ニ 児童福祉法施行令第十八条第一項の規定に基づく保育士登録証の再交付	保育士登録証再交付手数料	千百円	再交付申請のとき。
	ホ 児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づく保育士試験の免除の申請に対する審査	保育士試験免除申請手数料	二千四百円	筆記試験及び実技試験の全部の免除申請のとき。

(提案理由)

組織改正に伴い、福祉局が所管する事務に関する手数料に係る規定を定める必要がある。